

阿賀野市告示第57号

阿賀野市園芸作物緊急支援事業支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市園芸作物緊急支援事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰による影響を受けた園芸作物等取組農業者に対し、阿賀野市園芸作物緊急支援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、阿賀野市補助金等交付規則（平成16年阿賀野市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象になる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有すること（法人にあっては主たる事業所を市内に有すること。）。
- (2) 令和8年産として別表に定める交付対象作物（以下「交付対象作物」という。）の生産及び出荷又は販売をすること。この場合において、林産作物については、令和8年の植菌作業分として原木を購入すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める者にあつては、対象者としなない。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、交付対象作物の作付面積（以下「作付面積」という。）又は交付対象作物の原木本数（以下「原木本数」という。）に、別表に定める支援単価を乗じた額とする。この場合において、露地園芸作物及び施設園芸作物にあつては1アール未満の作付面積を切り捨て、林産作物にあつては100本未満の原木本数を切り捨てるものとする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、園芸作物緊急支援事業支援金交付申請書兼請求書（第1号様式）（以下「申請書兼請求書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 令和8年産の交付対象作物の出荷又は販売が確認できる書類
- (2) 振込先金融機関、支店、口座番号と口座名義人が分かる通帳の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否及び額を決定し、園芸作物緊急支援事業支援金交付（不交付）決定通知書兼額の確定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 市長は、前条により交付決定したときは、速やかに申請者に支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対し、支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年3月25日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	交付対象作物	支援単価
1	露地園芸作物	10アール当たり4,000円
2	施設園芸作物	10アール当たり100,000円
3	林産作物（令和8年の植菌作業分として購入する原木）	1000本当たり70,000円
備考	作付面積は、水稻生産実施計画書のほ場にあつてはその水張面積を基準とし、その他のほ場については農地基本台帳の面積を基準とする。	

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

阿賀野市長 様

住所 阿賀野市

申請者 氏名

電話

園芸作物緊急支援事業支援金交付申請書兼請求書

阿賀野市園芸作物緊急支援事業支援金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 支援金の申請額 金 円

区分	交付対象作物	作付面積 (a) 原木本数(本)	支援単価 (円/10a) (円/1,000本)	支援金の申請額 (円)
1	露地園芸作物		4,000	
2	施設園芸作物		100,000	
3	林産作物		70,000	
計				

2 振込先口座情報（次のいずれかに☑を付けてください。）

- 経営所得安定対策等登録口座に振込（通帳の写しは不要です。）
- その他の口座に振込（以下をご記入の上、通帳の写しが必要です。）

金融機関名	農協 銀行 信組	支店名	店
種別・口座番号	普通・当座		
フリガナ			
口座名義人			

※ ゆうちょ銀行の場合は、通帳に記載されている振込用の口座情報をご記入ください。

3 必要書類（以下を添付してください。）

（１） 交付対象作物の出荷又は販売したことがわかるもの（令和８年産）

（２） 振込先口座情報のわかる通帳の表紙裏面の写し

※ （２）は２で「その他の口座に振込」に☑した場合のみ添付してください。

※ 添付する出荷・販売伝票や支援金の振込先は申請者と同じ名義でお願いします。（承継がある場合はお申し出ください。）

4 同意事項（すべてに☑）

関係機関が有する交付対象作物の作付面積や経営所得安定対策等の申請状況など、園芸作物緊急支援事業支援金の交付要件の確認や振込に必要な情報を、阿賀野市が取得することに同意します。

申請内容に誤りや不正等があった場合は、交付済みの支援金を速やかに返還することに同意します。

市確認欄	
出荷・販売伝票	通帳の写し

第2号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

様

阿賀野市長

園芸作物緊急支援事業支援金
交付（不交付）決定通知書兼額の確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった園芸作物緊急支援事業支援金について、阿賀野市園芸作物緊急支援事業支援金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

併せて、その額を決定したので通知する。

記

1	交付申請額	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円